

第3回 横浜市都市美対策審議会政策検討部会議事録	
議題	<p>(1) 今後の都市デザイン行政について</p> <p>ア 景観制度の拡充について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)横浜市景観アドバイザー制度について(審議)</li> <li>・(仮称)横浜市公共事業の景観ガイドラインについて(審議)</li> </ul> <p>イ 「歴史を生かしたまちづくり」の推進について(審議)</p> <p>ウ (仮称)横浜都市デザインビジョンについて(審議)</p> <p>(2) その他</p>
日時	平成24年11月12日(月) 午前10時から午前12時15分まで
開催場所	第一総業ビル 4階 会議室
出席者(敬称略)	<p>委員：西村幸夫(部会長)、佐々木葉、中津秀之、六川勝仁</p> <p>専門委員：国吉直行</p> <p>書記：齋藤泉(都市整備局都市づくり部長)、中野創(都市整備局都市デザイン室長)</p> <p>塚田洋一(都市整備局都市デザイン室担当課長)</p> <p>事務局(資料説明者)：曾根進(都市整備局都市デザイン室担当係長)、長谷川正英(同)、中村政人(同)</p>
開催形態	議題(1)、(2)とも公開(傍聴者3名)
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アドバイザー制度については、平成24年度中に制度の運用を開始し、運用していく中で逐次改善していく。名称については、最終的には部会長へ一任する。</li> <li>・景観ガイドラインについては、広域的な調整、これまでの実績、必要な手続き、ガイドラインの活用方法についてさらに検討し、再度議論を行う。</li> <li>・「歴史を生かしたまちづくり」の推進については、審議に諮った制度の導入について了承を得た。</li> <li>・都市デザインビジョンについては、広域的な生活の上での関連性、観光、子ども、人のつながり、国際性等のキーワードについて引き続き議論を行う。</li> </ul>
議 事	<p>議 事</p> <p>議 事</p> <p>1 今後の都市デザイン行政について</p> <p>ア 景観制度の拡充について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)横浜市景観アドバイザー制度について(審議)</li> </ul> <p>市が資料に基づいて説明を行った。</p> <p>○西村部会長 何でもかんでもアドバイザーにかけるというわけではないと思うのですが、どれくらいの規模以上とか、何かそういうふうな目安みたいなイメージがあるのですか。それと、年間どれくらいになりそうとか。余りたくさんになると、報償費もかかりそうだし、どんなイメージですか。</p> <p>○中野書記 基本的には、都市景観の条例で、都市美対策審議会の意見を聴いて協議する場合というのは、特定景観形成行為ということで、一定規模以上のものが審議会の意見を聴いて、景観協議をまとめていくこととなりますので、主に、関内地区、新港地区、みなとみらい21地区の3地区で今その制度をかけていますが、そこを基本的な考え方の線にしていければと思っています。</p> <p>ただし、景観上、市としてとても重要な立地、または規模のものについては、郊外、都心であっても、それぞれ、景観の重要性を判断した上で、特に重要なものはこの制度を導入して、アドバイスをいただきたいというようなイメージでございます。</p> <p>○佐々木委員 今、都市美対策審議会の中にこれに相当するような機能を果たしている部分というのはないのですか。</p> <p>○中野書記 景観条例上は、事業者が景観協議申出書を出した後に、一定規模以上の場合は、景観審査部会で意見をいただいて、市の協議方針に対してそれでいいのかどうかという助言をいただいて、それから、景観協議をするという仕組みになっていますが、先般のいろいろ新港地区16街区等の課題を踏まえて、景観協議申出書が出る前の事前協議が重要だというご指摘がありましたので、それに対応していくために、早めの事前協議の際に、都市美対策審議会の委員の先生方のアドバイスを受けながら、やっていきたいということで今考えています。</p>

○**国吉専門委員** 都市美対策審議会に諮られる時点というのは、事前協議と言いますか、担当部局と事業者との間で、かなり議論し終わって、最後のところで来ているから、そこがスタートラインではないわけです。相当時間がかかっているということで、そこから都市美対策審議会で意見を出していっても、もう実務的に相当詰めてきたところがあって、今さらということになりかねないところがあって、相当手間取ってしまったということがあります。都市美対策審議会にも、場合によっては、非公式に諮りつつも、事前協議の段階で、都市美対策審議会の考え方も踏まえながら、もっと適切な誘導はできなかつたかどうかと、そんな感じなんです。今まで、機能がなかったということなのです。行政側の機能でできるだろうということで、今までそうやってきたものですから。

○**佐々木委員** まさにおっしゃるとおりで、一番いいのは、やはり市の中でやるのがいいので、こういうふうに出外してしまおうと、そういうことはもう、景観アドバイザーの仕事だということになってしまおうと、何かいい面もあるかもしれませんが、市の協議はもういいやとか、アドバイザーに任せたまえばいいよねというふうになってしまうのが少し心配です。横浜はずっと協議型でやってきた伝統のコンテキストから言うと、前回のことを反省に、よりやはり市でやろうというほうがいいのではないかなという気もするのですけれども。

○**西村部会長** 市の人は事前協議の中で例えば景観アドバイザーが任命されたとして、任せてしまうのか。もう少し立ち会うのか、その辺の運用の仕方みたいなイメージはあるのですか。

○**中野書記** 今のところ、やはり事前協議は最終的には、市が景観協議をまとめていく責任がありますので、アドバイザーの方も同席していただいて、公表しているルールを含めて、市のほうでも事前協議を精力的にこれまで以上にやっていくという必要があると思っています。ただ、形態意匠のデザイン的な部分については、いろいろ文章で書き切れていない部分については、いろいろな判断ができる部分でもありますので、そういう意味では、専門家のアドバイスで方向性を示していただくと、それを進化させてよりよくしていくという形で、行政とアドバイザーと一緒に事前協議を先方の事業者とやっていきたいと、そういうイメージです。

○**国吉専門委員** 佐々木委員がおっしゃるように、内部が育っていかなければまずいですからね。それが一番大切なのです。ですから協働してやっていくのと、私のように長くかかわってきた人間は別として、外部の審議会の委員もそういう場にも加わることによって、現場的な視点からのリアリティも考えながら、よりの確な、確実性の高い誘導を図っていくということができるとも思えないという面もあるかなと思います。

○**六川委員** せっかくできる制度なので、活用してもらいたいと思うのですけれども、助言の範囲というのが結構難しいのかなというのが一つです。

それから、この制度を活用すること、あるいは、助言を求めることによって、事業者側から見ると、制限を受けてしまうのではないかと。紳士協定ではないのですけれども、非常に制限を受けてしまうのではないかとイメージを与えるとよくないのではないかなと。だから、その辺を何か払拭できるような導入をしたらいいいのではないかなと思います。

○**西村部会長** 多分、今までだったら、市の人とやっているのに、また、もう一人が出てきて、また、違うことを言い出す人が出てきて、事業所側から言うと、もっと何か大変になるという感じがあるかもしれませんね。

○**中野書記** 基本的には、例えば、最終的に都市美対策審議会の景観部会に入れていかなければいけないといった場合に、早い時期から、専門家の意見がこの立地ではこういう方向性だということと、公表しているルールはこういうことだということで、制限というよりは、早い時期でどのような景観にしていっていいのかという合意形成を図るという形で、うまく運用していければと思っています。

○**六川委員** ただ、イメージはそうならない場合もありますね。何かいろいろ言われて、やりたいことが事業者側から言うときけないと。

○**西村部会長** ただ、景観アドバイザーの発言はどれぐらい拘束力を持つのでしょうか。アドバイザーだから無視していいのかとか。では、市の側が言うのもアドバイスなのか、アドバイザーが言うアドバイスとは、拘束力が違うのかとか、微妙な問題が出てくるような気がするのです。その辺はどうなのですか。

○**中野書記** 基本的には助言をいただくということで、拘束力があるというわけではない形で進めますけれども、創造的協議というものを景観条例で事業者の責務または行政の責務に定めていく中で、どれだけいい事前協議をして、その立地に合わせて、景観に配慮していくかということが、この条例の趣旨になりますので、拘束ではなくて、いいアドバイスをしていきながら、なるべくいい形にしていくという姿勢でやっていければと思っています。

○西村部会長 趣旨としてはもっとよくなると。建物の価値ももっと上がる。だから、趣旨としては、Win-Winの関係になるようなことをやるということでしょうね。

○中野書記 そうですね。

○西村部会長 だから、それが内部の人もうまく育っていくような、オンザジョブトレーニングではないけれども、そういう場面ともなるような、それこそ、創造的な扱い方が、運用ができればいいのではありません。下手すると、いろいろ調べていただいているけれども、私も幾つか関与していますけれども、本当に丸投げしているところもあれば、そうではないところもあるので、扱い方が非常にかかわってくるような気がしますね。

○中津委員 先ほどの佐々木委員の話で、すごく私は重要なことをまずは交通整理したほうがいいかなという気がしています。

ついでに言ってしまうと、私はある自治体の景観アドバイザーを3年間やらせていただいていますけれども、その中の問題点としては、いわゆるハード、ソフトと余り分けるのは好きではないのですが、一般的に言われるハードの専門家だけでやることに、私はすごく疑問を感じているのが一つあります。3年間やった結果、そう思っています。

ということの延長上に、この中で制度の概要の(4)で、アドバイザーを都市美対策審議会の委員とか、専門委員から選任するというふうに書いていますけれども、その辺はもう少しフレキシブルに、他の領域の方々、例えば、社会学とか、マーケティングとか、環境心理学とか、そういうような人たちもフレキシブルに入れるような制度にしたほうが、より横浜のこれからの景観を考えるのにいいチームが組めるのではないかなという気がしています。この審議会の委員から選ぶというのは、どうかなという気が、具体的なこととしては思います。

○中野書記 景観審査部会の方の議論では、公表している景観のガイドラインですとか、そういうところを十分熟知している人が事前協議をしていただくのが望ましいというご意見をいただいておりますので、少しスピード感を持って発足するときには、都市美審の委員、専門委員を中心に選任させていただいて、これは、「等」をつけておりますけれども、いろいろな状況、また、ケースを踏まえて、都市美対策審議会委員以外の方でも選任できる要綱ではありますので、多分、そういうケースにおいて、そういった工夫は今後の課題として、していけると思っているということが1点になります。

最初のご意見については、そもそも横浜が長く都市デザイン活動をしてきた実績を踏まえて、景観法に基づく景観条例の仕組みを議会の合意も得てつくったときの考え方自体が、都市美対策審議会の意見を聞きながら、創造的な協議をしていくと、それを公開で、透明性のある事前協議をするという形で、一つの仕組みを整備してきております。その仕組みの枠の中でいい事前協議をしていくという形で、きょうの提案をさせていただいておりますが、そもそも都市デザイン室を含め、市の中での専門性というものも非常に大切だと思っておりますので、これはどこまで努力できるか、合意形成ができるかというのは、引き続き内部でデザイン室を中心に努力して、研鑽を進めていきたいと思っております。

○国吉専門委員 私は中津先生のおっしゃるところは、当然だと思っておりますけれども、基本的にこの景観審査部会が機能を果たせば、それでいいと思うのです。そこはやはりきちんと制度上もなっていますから、そこにかけるのです。ただ、非常にかける内容も多くて複雑なので、事前に景観審査部会の人全員出かけて相手とやるのもなかなか足並みがそろわないということで、その意を酌んで、趣旨を酌んで、事前に市の担当のところと一緒に相手の方と協議するというので、結局そういうふうにしておけば、景観審査部会にすぐ、次の審査部会にスムーズにつなげることができるというようなことがあって、都市美対策審議会等に何らかの関係を持っている人のほうがつなぎやすいという側面はあると思うのです。ただ、おっしゃるような別の領域のことも必要に応じてプラスするというような、そちらの面が出てきたら、それはそれで加えるということになるのかなと。

私も横須賀などでも加わっておりますけれども、それも一部専門部会の領域のことが出てきた場合は、その都度、特別委員を入れてやったりしております。そんなことで、趣旨としては、余り大きく逸脱しようということではないと思うのですが、それがそういうふうに見えないようにということなのかなと思います。今までの方向と大きく方向転換するというのではなくて、やはりよりサポートできるような体制をとろうということです。

○西村部会長 むしろ例えば景観審査部会の議論をもっと進化させるためには、もう少し前から、中のメンバーが議論に加わっていたほうがいいと。

○国吉専門委員 景観審査部会でなくてもいいのかもしれませんが。審議会のメンバーが理解している方がと

いうふうなことなのかなと思いました。

○中津委員 全体的な流れとしては、都市美対策審議会の中に景観審査部会があって、その出張所みたいな形でアドバイザーがあるというようなイメージだと思うのです。実際は都市美対策審議会というのは、アカウンタビリティ上必要な市民の目に近いような立ち位置だと思うのですけれども、景観アドバイザーというのは、もっともっとプラクティカルな部分だから、都市美審議会というのとは、全然、実際の動きとしては、立ち位置がもっと現場なのです。だから、これは実際、組織としてはつながっているのですけれども、制度上、書類の流れ上つながらざるを得ないだけであって、実際、そこでやっていることというのは、もう、全然切れていると考えたほうがいいのではないかという気がいつもしています。

そういう意味でも、何かこの景観審査部会の手おくれにならないように、出張して行ってやるのだというのとは少しポリシー上のイメージというのは違うのではないかという気がしています。

○西村部会長 つまりそれは、非公開だから、非公開の場で議論するのと、公開の場で議論する部会のあり方はかなり違うということですか。

○中津委員 実際、具体的にアドバイスしていることというのは、例えばこの中の一つの自治体では、非常に細かいことをアドバイスということもやっているのです。

○国吉専門委員 そういうことになるかもしれないですね。

○中津委員 それも、根本的にこういう都市美対策審議会とは全く違う立ち位置かなという気がします。

○西村部会長 つけ加えると、その人がまた、景観審査部会のメンバーだと、その人だけプロジェクトをすごく詳しく知っているわけですね。だから、その審査部会の運用の仕方をうまく工夫しないと、その人が発言すると、ほかの人はもう聞くだけになってしまうということがあるわけですね。だから、まずはみんなで議論したほうがと。何かアドバイザーの人はずっと情報を提供してもらおうとか、何か運用の仕方を工夫しないと、その人だけは、非常に細かいことを何度もやっていたら、その人が発言すると、情報の持っている密度が全然違うので「じゃあ、お任せ」みたいになりますよね。その辺の運用の仕方をうまく工夫しないと、今のは、景観審査部会のメンバーが実際に景観アドバイザーをやるとしたらですけれども。

○佐々木委員 アドバイザー制度という名称も考え直したほうがいいのではないかと。本当に現場で、コンサルティング的な形をするような、一緒になっていいものをつくるための議論をするという、そういう職能を市が囑託してやるというようなものと、都市美審の景観審査部会の事前協議みたいなものも、確かに中津委員さんがおっしゃるとおり違うし。確固たるアドバイザーみたいなものをつくらなければならないとすれば、それは、必ずしも都市美審の延長上とか事前協議とかというのとは違う立場で、第三者のほうがいいのかもしれないし。

でも、今までの話を伺っていると、都市美審の事前協議ということのスムーズにするためのある位置づけを出そうというのであれば、それはアドバイザーと呼ばないほうが場合によってはいいような気がするのです。要するに創造的協議の場を新たにつくると、そのメンバーにだれが入るかという話かなと。

○国吉専門委員 とりあえず都市美対策審議会に割と近い位置で、市の協議の窓口のお手伝いをするという立場です。だから、そこでやったのが、都市美対策審議会とは全く無関係の方がやると、そこでの協議の結果は何だったのかということに、逆にまたそこで都市美対策審議会から異議が出ると、それでまた崩れてしまうということも出てくるのかなというのがあるって、その辺、二重にやって、余計なことをもうしないほうがいいという。一発でやったほうがいいという話にまた戻ってしまう危険性があるかなと思います。

○中野書記 佐々木先生が2種類のお話をされたと思うのですけれども、コンサルティング的に、すごくディテールの設計調整はやはり内部専門家として、公表している制度にのっとって細かい点を詰めていくということは、これまでどおりやっていきます。または、特定景観形成行為に当たらないような調整は常に市がやっていますので、外装材から細かい窓枠のディテールというようなものは、市のほうでこれは当然やっていかなければいけないのかなと思っています。特に、今回の景観条例で、協議の方針を市が決めるときに、都市美対策審議会の意見を聴いて決めた上で協議していくという仕組みになっていますので、このアドバイザーについては、やはりそういう方向性が後からずれないように、大所高所からアドバイスしていただくという形で、お願いしたいと市としては思っています。こういうアドバイザーの制度の中に、他都市で取り組んでいるアドバイザーには、いろいろな種類があるのですけれども、横浜市としては、大きな方針なり、形態意匠みたいなものの方向性について助言をいただきたいということで、こういう形で今日は提案させていただいているということです。

○西村部会長 テクニカルなことではないと。もっと非常にマスターアーキテクト的なことを期待しているというわけですね。

○中野書記 そうですね。

○西村部会長 確かに、景観アドバイザーは、県でやっているのは、かなり実務的なことをやるというよりも、講演を依頼するリソースパーソンみたいな感じのところも結構ありますから。だから、同じ名前がいいのかどうかというのは、ややあるかもしれませんがね。

○佐々木委員 景観アドバイザーは、ちょっと手あかのついた言葉ですから。

○中津委員 横浜だからこそですね。実は、景観アドバイザーが都市美対策審議会とつながっているのが、つながってなくても、同じことが上の委員会で起きるとするのは事実だと思います。例えば、ここに関係している人がアドバイザーとして行って、いろいろなことをアドバイスした結果、出てきたものが、先ほど西村先生がおっしゃられたように、上の委員会でうまく着陸できないということもままある話です。

○中津委員 それを考えると、実は縁が切れているほうがいろいろな切磋琢磨をするような2つの組織になるというのは事実だと思います。

それよりもっと重要なことは、早め早めにいろいろなことを決めていくようなシステムになることのほうが全然重要で。基本的に景観アドバイザーは、私は賛成の立場ですけれども、その辺の交通整理の仕方というのは、いろいろな自治体のリサーチをされていると思うのですけれども、もう少しその辺を評価しながら検証したほうがいいのかないかなという気がしています。

○西村部会長 これは、もう一回フィードバックするぐらいの時間はあるのですか。もうないのですか。

○中野書記 基本的に、まずは立ち上げさせていただいて。

○西村部会長 まだ、だれを選ぶかなどはまだ先ですね。

○中野書記 そんなにかたい制度ではありませんので……

○西村部会長 ここまで行くのは、そんなになかなか出てこないのですね。

○中野書記 幾らでも膨らませる感じにしていくことは可能だという書き方でご提案させていただいていますので、基本的には、まず原則としては、こういうような考え方でスタートさせていただいて、いろいろな自治体の課題整理なども踏まえて、制度の改善は逐次速やかにしていくことをご了解いただければと。

○西村部会長 では、こうしましょうか。基本的に景観審査部会とどういうふうな関係を持つかというところは、今ちょっとまだ意見が分かれているので、もう少しその辺に関しては最後に詰めてもらいし、それが要綱の文言としてどういうふうにかかわるかというところは検討が要るので、もしすぐにとということであれば、メールでも議論をしないといけません。

それから、もう一つは名称ですね。名称がこれでいいのかどうかというのもあるので、そこをもう一回判断してもらってやりとりをする。全体の大枠に関しては、そういう基本的な問題を含みけれども、作業としては、要綱作成準備を進めてもらう。そして、恐らくは、実際に使うのは、そんなにしょっちゅうあるようなものではないので、その中で本当に要綱は、もしどうしてももう少し変えないといけないということであれば、変えるということを含めて柔軟に対応できるのではないかと思います。その辺の議論を宿題としてやりながら、これそのものは先に進めてもらいます。それで、これはどういう形で、例えば、都市美対策審議会にかけたりとかという形になるわけですね。

○中野書記 今まず制度をつくるというのは、市の要綱になりますので、ものすごく単純化すれば、報償費が支払えるかどうかという位置付けになりますから、それは、つくらせていただいて、どういう場合で、どういうふうにという肉づけは、また、先生方の意見を聞きながら、運用していく中で、逐次改善していくという形にさせていただければと思います。

○西村部会長 来年度から、これの予算枠を取らないといけないということですか。

○中野書記 いや、それはもう今年の11月からでも、12月からでも立ち上げることができます。できれば、今回の新港地区の16街区でいろいろ景観部会からいただいている、速やかにいろいろ制度の改善、事前協議を拡充してほしいという意見に答えていくためには、我々としては、まず速やかにそういったものを一歩一歩、12月からでもつくって、ほかに同様な案件があれば対応していきたいという形はとっていけるかと思えます。

○西村部会長 なるほど、そういう要請もあるというわけですね。でも、その名称などは今決めないと、大分基本的に手あかがついていていけないのかとか、手あかがついていてもいいのではないのかとか、いろいろ全然立場が違うと決めたことにならないのですけれども、どうしましょう。メールでやりますか。もしここで部会が決めて、もう一回審議会にかける必要があるのですか。

○中野書記 いや、市の内部決裁でできてしまいます。

○佐々木委員 一応、お話ししたほうがいいのではないですか。

○西村部会長 審議会はやれと言われていたから、やっているわけだから、その意味で言うと、やったとい

うことを事後でもいいから、報告すればいいという形になっていると。

○中野書記 細かい、今日の宿題については、いろいろまた整理させていただいて、個別にご説明させていただくか、次の機会でご報告させていただくという形で、順次スタートさせていただければと思います。

○国吉専門委員 手あかのついていない名前の候補を何か。

○西村部会長 名前はありますか。マスターアーキテクトではだめですか。アーキテクトだけではないのですね。

○国吉専門委員 だから、メールでもちょっと候補を挙げて、最終的には部会長のところに一任……

○西村部会長 一任していただくにしても、もう少し何かアイデアをもらったほうがいいのではないのでしょうか。マスターアーキテクトではだめですか。

○国吉専門委員 何か創造的なのかという。

○西村部会長 創造的アドバイザーではなくて、何かそういうものですか。これは、アドバイスは事業者にするのですね。それとも、窓口である都市デザイン室の担当に対してやるのですか、両方ですか。それによってもスタンスが違うのですね。

○中野書記 基本的には事業者ですね。

○西村部会長 事業者に対して直接やる。

○六川委員 内部的ないろいろなイメージの問題があると思うのですけれども、事業者がやはりわかりやすいような名称にと私は思うのです。

○西村部会長 そうですね。余り難しくしてしまうと、何なのだろうと。

○六川委員 そうです。「何なんだ」ということにもなるし、基本的には、助言を与えると、都市美対策審議会の本会議の前にいろいろ、例えば、この地区はこういう制限があるのだとか、こういう高さのものは問題があるのだということについて、事前協議をすると。そのアドバイスをすることですから、いろいろ内部的な問題はあるかもしれないけれども、こういう名称で私はいいのではないのかなと思って。これに変わる名称が果たしてあるのかなというのなかなか大変な。

○西村部会長 対外的に何をやっている人かわかりにくくなりますね。

○中津委員 アドバイザーというフレーズはいいのですけれども、景観と言った瞬間に、建築だけだと思われるのですね。だから、何とかアドバイザーという、何とかの部分を変えるべきではないかなというのは、常日ごろ思うところです。何かもう少し、それによってまちの賑わいが活性化されるとか、高齢者に優しくなるとか、子どもがどうのとか、何かそういうことをもう包括して景観だというふうなことにしたほうがいいかなと、個人的には思っているのですけれども。

○西村部会長 一応景観審査部会で景観を使っているのだから、そこまでやっているのではないですか。

○中津委員 それはそうなのですから、一般市民から見て、特にデザイナーから見て、景観……

○佐々木委員 だから、外観パースだけで、平面図の中が真っ白のものが出てきたりとかということになるのです。

○中津委員 実際、そういうことがまま起きるのでですね。

○六川委員 そうしたら、例えばまちづくりアドバイザーとかね。

○中津委員 そのほうが全然、近いと言えば近いような気がします。

○西村部会長 市の中にあるのではないですか。

○六川委員 他都市にあるのは。

○中村係長 まちづくりコーディネーターというのがあります。

○西村部会長 景観まちづくりアドバイザー。でも何かそうやると、住民参加で何かやりましょうみたいなことをやっているように思えてしまいますね。でも、もう少しハードな話でしょう。都市景観アドバイザー。わかりました。それぞれにメールでも少しご意見をいただいて、最終的には、部会長に一任させていただけるならば、これで最終的になのですから、よろしいでしょうか。

〔了承〕

ア 景観制度の拡充について

・(仮称)横浜市公共事業の景観ガイドラインについて(審議)

市が資料に基づいて説明を行った。

○西村部会長 スケジュールというのは、資料にあるように、今年度に素案ができて、来年度に実際のものを策定するということですね。ですので、もう少し間があるので、また議論ができますが、今の段階ではいかがでしょうか。

○佐々木委員 イメージとして、何ページぐらいのものをイメージしているのですか。

○中村係長 国から出ているガイドラインだと34ページぐらいのもの、あと、神奈川県が出しているものは、様式などもついていますが、70何ページというものがあります。ここまでいくかというのはあるのですが、様式とか具体的なものを入れると、ある程度のボリュームが出てしまうかなとは思いますが、実際のものと、あとは概要版というか、本文とそれを概要だけに絞った薄いものというようなものでつくっていただけたらどうかとは考えております。

○西村部会長 関連で聞くと、例えば、神奈川県がつくっているのですけれども、これと違いたいなものは出てくるのですか。横浜市は違った何となく特徴があるみたいになるのですか。

○中村係長 基本的に、公共事業と言っていますが、景観法で公共施設と言っているのは、道路とか、公園とか、港湾などで、建築物は入っていないのです。神奈川県ガイドラインも建築物については、書いていないです。ですので、横浜市バージョンということで、建築物も対象にしていきたいということです。

○国吉専門委員 多分、実際は個別の状況が違うから、幾ら書いてもそれは使い物にならないというのが多く出てくると思うので、余り書き切らないほうがいいみたいなどころがあるのです。多分、公共施設も重要な景観を構成する要素で、留意してくださいということをちゃんと知らしめるためにもちゃんとつくっていくと言いますか、多分、まずはそういうことなのだろうと。今まで民間の建築を中心に協議をなされてきているわけですが、それ以外のことは案外重要なところが抜けていたりするので、それをそうならないように、重要なところでは、何かちゃんと協議にのっていただけるような具体をつくると、そういうことのために必要なかなというふうに、事務局は考えているのではないかなと私は勝手に推測したのです。

○塚田書記 前々回の1月時点で、考え方については、お話しさせていただいて、各委員の方々にポイント的に伺っております。基本的には、景観法ができたときに、こういうガイドラインが必要だということの意見を受けた中で、その後、神奈川県では、平成19年につくられましたけれども、実際、通知が昨年平成23年6月に国のほうから来ております。その資料も都市整備に関する事業ということでつけておりますけれども、こういう中にも基本的な考え方とか、景観に関するポイントを表現したものでして、意外に新しい景観法の形成については、わからない部分がとかくありますので、各事業を進めていく上で、いろいろな事業がありますけれども、特に公共施設というのは非常に重要な内容なので、やはり景観の十分わかりやすいような進め方をこういうガイドラインを使って詰めていったらどうかと思っております。

特に、横浜市のほうで、これまでやってきた事例だとか、写真とか、または既存のガイドラインというものを入れ込みながら、また、対象の施設の動きをとらえながら、取りまとめていったらと思っております。ある程度の構成と、大枠の素案ができましたところで、各部署のほうとヒアリングをしながら、詰めていきたいと思っております。実際の運用については、チェックシートで使われた形で済むものと、ある程度大規模なものについては、場合によっては、都市美審にお伺いを立てるといったものになるかもしれません。そういう手続の詰めも今後進めていきたいと思っております。

○西村部会長 わからないので聞くのですけれども、現実には、今までもこういう公共事業に関してもいろいろ口は出してきたわけですね。それと、これで何か大きく変わることがあるのですか。出す書類が今まで出さなくてよかった書類を書かないといけないというところが違うというぐらいですか。

○中野書記 多分、都市デザイン室は長い40年の実績を去年まとめましたけれども、この都市美対策審議会でも高速道路ですとか、JRの高架の景観的な配慮ですとか、逐次、重要なものについては、助言をして、事業に反映していくというようなやり方が横浜のスタイルだったのです。実際には、こういった大規模な公共事業についても、そういったことの実績がありますので、それらを踏まえて、国もこういったガイドラインをつくる必要があるということで、これまでのことも踏まえた、まず整理をした上で、今後、こういう事業をやる時には、一緒にぜひ考えていきたいと思いますという姿勢を示せばいいのかなと思っております。

○西村部会長 いや、聞きたいのは、今までやってきたこととほぼ同じなのか、それとも、これをやるともって何か細かい事業までどこか情報が来たり、もう少し仕事の幅が広がったり、細かいことになるのか。それとも、やはりある意味、非常に大きな事業を選んでやるという意味では、余り変わらないのか。でも、いろいろな書類を出させるので、やる側とすれば、書類は今までつくらなくてよかった書類がふえますね。その意味で、その段階で情報が収集されることは意味があるのかとか、何かその辺で変わるのか。これをやると、何がどう変わるのかというのは。

○中野書記 まず、手続的には、この4章で示しているような景観施策に関連した手続き、この都心部で景観重要公共施設になっているようなものについては、都市美対策審議会で審議した上で、横浜公園をこういう公共施設にするとか、既に決めてありますので、ここの中で行われることについては、いろいろ法令上の手続というものをとっていただくということは、既にやっていることとしてございます。

それ以外で大切だと思いますのは、その他のところになりますけれども、一般的にどういうことを配慮したらいいのかということについて、今、あいまいになっていますので、そういったものを公表して、必要に応じて協議・サポートしていくということを明確にできればということです。

○西村部会長 それは記録に残る形で、進められるのは今までないと。

○中野書記 難しい手続をとる必要があるというよりは、チェックシートのようなものを参考にさせていただいて、お互いに予算やスケジュールの中で、この点は工夫できるのだけれども、どうしたらいいのかという相談を受けられれば、この段階であれば、こういうことをしてみたらいいのではないかとということが、お互いに話し合いができるということですから、それを目指していければということです。

○国吉専門委員 今までやってきたとか、いろいろなやり方がある、みなとみらいだと、みなとみらいの公共施設デザイン調整会議みたいなのがあって。そういった、今まで地区としてやってきたところは、景観ガイドラインの中にもある程度は書いてあるのですよね。それは、その側面から申し入れをすることはできるのですが、先ほどの図にあったような、郊外部でふっと公共施設が出てきたときに、それについては、余りにされていなかったというのがあります。その辺についても、重要なものについては、何らかのやはりアクションを起こしやすいうようにしておくというのも、これから大事になるのかということが、一番大きいのではないかなと思います。

地区として組織的に、商店街と一緒にやってきたところは、もう事業者の方も結構わかっているわけですが、公共施設側もわかっているところがあるのですが、郊外などは、余りにせず、ここは地区としての考え方がないというときに、ぼつと気がついたときは、相当もう計画案が詰まっていたとか、そういう状況が出てくるとか、そういうところに必要に応じて、対応をするというの、重視しているのではないかなと思います。

○佐々木委員 具体的に言うとどういうものですか。学校とか。

○中野書記 例えば、この前佐々木先生と一緒にやらせていただいた、保土ヶ谷宿のようなものは、基本は道路が事業で、都市計画で拡幅していく。それはそれで、単に道路機能で拡幅していくということだけに着目すれば、事業は推進されてしまうのですが、やはり、歴史的な街並の中で拡幅していくときに、どういふことを配慮していくのかということデザイン室にも相談していただいて、景観ですとか、そこにある歴史的な資産とか、土木産業遺構みたいなものうまく活用しながら、いい道路事業をしていきませんかというようなことを提案して、専門家にも入っていただくような検討委員会を設置して、計画をつくっていくというようなことをよくデザイン室でやっていくわけです。そういうようなものの先の取っかかりにもなるような、基本的に、やはり歴史的な資産やそういったものを大切にしていける必要があるということを、こういうところで明確にして、理解を求めるといふことができれば、この後は、結構事業化に向けてスムーズに進めていけるのではないかなと思います。

○佐々木委員 ないよりはあったほうがいいのかという感じですが、これは結局つくるのは大変で、国が出している道路のガイドラインをつくって、それから後は、景観法ができる前から中部地区は割といろいろやっていたので、チェックシートやら何やらいっぱいつくってきたのです。結構大変なのだけれども使われていないとか。一番いいのは、景観アドバイザーに相談することと、都市デザイン室に相談することと、公共施設であれば、有限なので、全部とにかく窓口へ持ってこいと書いておいて、それでもうよしではないかと思うのです。あとは、国のものとか、県のものとか、いろいろあって、公共建築物についてないというお話があって、これは確かにそうですが、これは、例えば、大きい病院なのか、学校なのか、小さな公民館なのかで、全然違うので、ガイドラインのつくりようもないですね。

フローのところ、まず都市デザイン室に持ってこいと書いておけば、それでいいかなと。

○中野書記 第4章ですね。

○佐々木委員 そうです。それであとは、ではこれを見ておいて、これ見ておいてねというのを、既存のものを担当者にも渡して。

ただ、横浜の中でこれだけこういうものを作って、事例集はあるといいと思うのです。事例集について言うと、国が既に規範事例集というのをつくっていて、道路、河川、公園、港その他について、規範事例集というのが出ているのです。国総研がつくったものです。だから、全国レベルのものはある程度あるので、横



浜市の中の事例集というのは、意味があると思うし、チェックシートというのは、非常にフローをこの段階でこれを見ておいて、この段階でと、それはいいのですけれども、あとは大変な割には。そのエネルギーをもっと別のところに使ったほうがいいのではないかと。

**○中野書記** 県の手引きもありますし、第2章、第3章は国も含めて、日本語が並んでいるような形になっているのですけれども、デザイン室としても非常に重要なのは第4章で、初期のお互いに事業計画なりを教えていただいて、先ほどのアドバイザーと一緒にすけれども、どれだけ早い段階から景観に配慮したような工夫をお互いに話し合っているかが、このガイドラインをつくる大きなポイントだと思っていますし、今、佐々木先生がおっしゃられたここが大切だということは十分認識した上で、力の入れ方も工夫してつくっていただければと思っています。

**○西村部会長** そうですね。事例と手続にね。そうしないと、つくるところで終わってしまって、達成感があって、何も使っていないようなところは結構ありますからね。

**○中津委員** それともう一つ、先ほど、国吉委員が言われたように、郊外部分だったりとか、みなとみらいとか、そういう中心部ではないところの話というのを考えるときに、例えば、京浜臨海であれば、川崎との関係だったりとか、世界遺産を目指している鎌倉と金沢区の関係だったりとか、隣接する自治体との連携ということも、もっと何かシステム上で協議の窓口としてどう考えるかということをもっと考えたほうがいいという気がしています。

今、神奈川県の見せてもらって、実は初めて見たのですけれども、これは何か大学の教科書で配れるぐらいよくできていて、かなり意図的に横浜の部分の載せていないというか。何かもう少し県がこれは1課になって、横浜市が2課になるような、そういうつなぎ方を、遠景、中景、近景とか、これは、本当に教科書にすぐなるなと思って見ていました。こういうものとの連携というの、もう少し考えると、もしつくるとしたら、非常に作業的には無駄がないと同時に将来的にいろいろな業者が設計する人たちがいろいろな協議に回るときも、もう少しそういうところでスムーズにどこまではこちら、どこからはこちらというのがわかるような、そういう行政のヒエラルキーと言うべきかどうかはちょっとよくわからないのですけれども、そういうものと、こういうつくるものがうまくつながっていたほうが設計する人はパラレルで見ざるを得ないことが多いので、その辺も考えたほうがいいかなという気がします。

**○中野書記** 今日、あえて、この県の手引きをお配りしているのも、横浜市は県内にありますし、既にこういうものもあった上で、どういうところを工夫していくかということだと思いますので、特に、どう連携して整合性をとっていくのかというのは非常に重要だという前提でつくっていただければと思っています。

**○中津委員** それはわかりやすいと思います。県と横浜市はわかりやすいですけれども、例えば、川崎市と横浜市とか、鎌倉と横浜市とかとなった瞬間にいろいろな問題が出てくるのが予測できますので、やはり景観ととらえるときは、非常にそういうものも重要ななと思います。

**○国吉専門委員** 神奈川県は、非常にいろいろな景観をやっている都道府県の中でも非常にユニークだと私は見えています。景観条例をつくる時に私は委員に入っていたのですけれども、基本的には、県は何もやりませんよと。各自治体がどんどん景観行政団体になって。東京都は東京都の言うとおりにやらないと認定しない。神奈川県はどんどん認定しますから、どんどんやってくださいと。それで、県はもうほとんどやることはありませんからということで。それでも、そうではないでしょうと言って、それこそ、中津さんがおっしゃったようなつなぎのデザインとか、自治体をまたぐような大きな緑の県全体の熟成とかそういうところで、やはり県が果たすべきところはあるのではないですかということで、そういうところをメインに打ち出していくと、それは県の役割というものがすごくそこで出てきていいなと思ったのですけれども、その辺は余り話されていないのです。だから、他の自治体とつなぎのデザインというのは、これから大事になってくると思います。それは、横浜市が全部の都市に働きかけてやっていくか、県がやはり間に入るのかによって違うのですけれども。

**○中津委員** 急に県に何かやってくれと言っても無理そうな雰囲気なので、そうだろうということは、私は何となくニュアンスは予測していましたが。であれば、公共事業の話の議論だとは思っているのですけれども、特に京浜臨海とか、あの辺というのは、公共的なところも少ない中でどんどんいろいろ手が入ってくると思うのですけれども、ああいうところのことを踏まえて、せめて公共事業に関しては、もう少し周りとの連携をとるような修正をしていったらいいかなと思います。

**○国吉専門委員** それは何か入れておくといいですね。

**○西村部会長** この中にも周辺の自治体との関係というのは書けるでしょうし、恐らく広域調整をどういう形で進めるかというのは、微妙なところがあって、県にお願いしますというのも政令市としては変な感じだ

し。何か横のつながりみたいな、政令市の景観会議みたいなものはありますね。ああいうところで、例えば、川崎さんとの調整とか、何か窓口的なものはできるのですか。もう少し自立的に、広域連合ではないけれども、何かされるほうが、今の神奈川県のスタンスからいくといいのかなという感じがするのです。神奈川県にお願いしますというのではちょっと。

○塚田書記 協議会という形ですが、景観に関する県や市町村を含めて持っておりますので、こういったことについても、話ができますし、いろいろお互い連携できるかなと思っております。

○西村部会長 特に先ほどあった京浜臨海とか、山をはさんで両側が違うところで、一つのやはり緑を大事にするみたいな計画を調整していくと。自治体はやはりそれなりに自立していないといけないから、何かほかのところに調整を任せるといっても、やはり一つなかなか難しい部分があると思うのです。ただ、やはりどこかで全然、矛盾したものにならないような工夫みたいなものが必要と思うのです。

○六川委員 単純な質問ですけども、公共事業だから、事前に市に情報は入るのですよね。そうでもないのですか。

○中野書記 公共事業という意味では、いろいろな部局が予算をつけて事業をしていきますので、市としてやることについては、市はもう当然承知しながら事業化するわけです。ただ、必ずしも全部、例えば、都市デザイン室に相談しなければいけないということは当然ありませんから、逐次必要なものの情報を集めて調整をしているというのが、今の現状です。

○六川委員 だから、佐々木先生がおっしゃったように、そういう意味で言うと、都市デザイン室に情報が入るようにしておけば済む話かなと、私は思うのです。

○西村部会長 だから、書類を書くようになっていて、その書類が来るということで、今度から確実にある段階に入ることなのでしょうね。今のところ、なかなか手続的には、マストの手続はないと思うのです。

○六川委員 初期のころのデザイン室は、以前はそういう流れが多分あったのだと思うのです。大分、細分化してしまったということもあると思うのですけれども、もう1回それをまとめるということと、これについては、基本的に公共事業ということで、景観ガイドラインがあってもいいと思います。これは、民間レベルでも活用できるようなガイドラインになっていくと、さらに発展的かなと思います。

○中野書記 ぜひそのようにつくっていただければと思います。

○塚田書記 昨今の例で、世界遺産を鎌倉のほうで進めているところがありますけれども、景観に関することも含めて、県とか鎌倉、横浜市、逗子市も含めて、特に横浜の場合ですと、絡むのは、朝夷奈のところがありますので、その辺も含めて具体的に動いているところがあります。

○西村部会長 わかりました。今のいただいたご意見で、一つの広域調整のような問題をもう少し書き込んでもらうのと、それから、3章、4章あたりの独自の市の今までやってこられた実績みたいなものをうまく出すような事例集の部分と、手続のところを力を入れてもらって、ほかのところはいろいろなものがあるので、うまく活用してもらえて、めり張りをつけてもらったほうがいいのではないかと。それから、これをこれにとどまらないで、もう少し民間のところにも使えるような仕組みとか、情報が入ってくる仕組みみたいなものにも工夫をしてほしいという意見がありましたので、こういうことをもう1回参考にしていただいて、また、練ってもう次の段階で出てくるのですね。ですから、次の段階でもう1回、次のバージョンで議論したいと思います。

イ 「歴史を生かしたまちづくり」の推進について（審議）

市が資料に基づいて説明を行った。

○西村部会長 ありがとうございます。一番最後にありますように、こういうふうな制度改正を今年度中に行って、来年度に条例をつくりたいということでもあります。骨子の一番メインのところは、15 ページ等の今後の施策についてということです。特に、1)にある、特定景観形成歴史的建造物制度の創設ということです。この文章そのものは、それを公にするようなものとして、説明をするためにつくるので、これが、例えばパブリックコメントなどのときには出てくるようなものですか。

○長谷川係長 そうです。

○西村部会長 ということで、これに関しては今後のスケジュールから言って、こういうものをこの方向で行くということでご審議をお願いしたいということです。これは、前回は議論がありましたように、神戸で

できた条例を横浜でもやりたいと。ご承知のように建築基準法の3条適用除外というのがうたわれていて、その1項で何を除外するかというのがうたわれているのですけれども、もともと国指定の文化財だけだったのです。それが、市町村や都道府県が条例で決めている文化財に広がって、なおかつ、条例で決めていけば、文化財でなくても広がっていくというふうに、適用除外の範囲が広がっているのです。それを受けて、ある程度一定の建物を想定しながら、ここでなるべく急いでつくろうというのが背景だというのは、前回ご説明があったとおりです。

**○中津委員** これは直接、パブコメに出すような資料ということで、いろいろと考えてつくられたと思うのですけれども、パブリックに出さないレベルの話で、今までこういうものがちゃんとできていなかったために、何か問題になったこととか、何かもう少しこうしておけばよかったみたいな過去の事例というのはあるわけですか。

**○長谷川係長** 現状では、建築上の適用除外をするためには、逆に言うと、文化財にせざるを得ないという状況がありまして、活用する際には、かなり制約を受けているということで、所有者の方がそこを苦勞されます。あるいは、そこを避けたいがために、文化財の指定は受けずに、逆に取り壊されることもありえます。

**○中津委員** だから、そういう事例というのはどういうものがあるかを知りたかったのですけれども。

**○西村部会長** これで壊されてしまった事例では何があるのでしょうか。

**○中津委員** そうです。数えられないぐらいあるということですか。

**○中野書記** 少なくとも、松坂屋が認定制度で残せなかったということがこの制度設計の基本ですので、市民からは非常に残してほしいという声をいただきながら、要綱で認定をしていて、相手もいろいろな事情があって、当初同意していたけれども、事情が変更して壊したいということについてとめることができなかったという、その反省に立って、こういったご討議をしているということです。

**○西村部会長** だから、背景として前だったら、インセンティブで床をあげるから、残してくれと言えたのに、床がそんなに要らないという話になってくると、別のインセンティブがね。

**○中津委員** そういう事例が例えば、松坂屋の場合は、こういう問題があって、こうしておけばよかったとか、別の場合は、こういう問題があってこうしておけばと、何かそういうリストがあったほうが、こういうものは検討がしやすいかなという気がしています。

**○国吉専門委員** 赤レンガ倉庫は、文化財指定をしていないのです。それで、認定歴史的建造物にしているのです。人によると、外観をしっかり維持したのだけれども、内部の壁を壊しすぎたというふうなご意見も歴史系の人からは言われるわけです。しかし、商業施設として、動線確保とか、やはり壁の開放部はこれだけ開けなければ持たないという、そういういろいろな制約を突破するためには、やはりある程度大きい壁面を解体するというのもやむを得なかったと。ただし、文化財を指定されてしまうと、今度は商業施設として今度成り立たないからということもあったりして、その辺の両面があるのですけれども、文化財としての価値も大事にしながら、商業施設としても生きるような、そういうもっと別の道もあったのかもしれないと思います。一方的に、現在のいろいろな制約を全部背負ってしまうというようなことで、対応せざるを得なかったところはあると思います。ですから、一応残ってはいるのですけれども、残し方もいろいろ本当はあったのだろうというふうに思います。

**○佐々木委員** この前にも少し話したことにつながりますが、要は関内にあるような、割と今見ると普通のビルだけれども、使い続けていると多分価値がもう既にあるだろうし。そこをぜひ、折り込んでいただけるような話の一つあります。

それとあと、この制度はとても前向きでいいと思うし、いろいろな支援の幅が16ページぐらいから出ているのは、非常に魅力的です。例えば、本当に1万円、2万円というお金だったら寄附していいよというようなものを広く受け取るためのファンドをちゃんとつくっていただければ、これから地域のために地域の人がちょっとずつ直接的にお金とか労力を出して守っていくという活動を広げられて、非常にありがたいと思います。ぜひ、それがボランティアだけれども、こういうことで、これを仕事にできる。歴史的なものを守っていくことを、例えばNPOであったり、小さなスモールビジネスでもいいのだけれども、地域でそれを仕事にできるような若い人とか、まちの人たちをエンカレッジしていくことになるととても地域のための職場であり、仕事の内容でやはり変わってくると思うので、ぜひそこが出てくるといいなと。

そのためには、やはりもう少しすそ野を広げていくという、普通のビルだけれども、普通の何かレストランだけれども、こだわりがあってずっと残していきたい。それをメンテしたり、維持していくための活動を支援する。そこができる就非常によいと思うので、ぜひご検討いただきたいと思います。

**○六川委員** この制度は、私はすごくいいと思うのだけれども、事業者がこれを活用しようと思うかどうか

ということと、事業者がメリットを感じるかどうか。そういった意味で言うと、事業者から見たボーナスとか、あるいはメリットとかをもう少し明確にしたほうが良いのではないかと思うのです。

それから、最近、こういう古い建物というのは、特に耐震問題というのがあって、耐震問題を補強して入れていくと、かなり制限されるわけです。確か、赤レンガ倉庫もそういう問題があったと思うのです。それで、特に民間で活用しようという形になると、例えば商業施設を入れるなどという場合には、非常に制約を受けるので、その辺は、建築基準法とはかかわりのないよとは言っても、その部分はまた別途あるのではないのかなと思うのです。

**○西村部会長** 今のご意見を受けると、これは、行政がやろうとする立場でやっているから、公平性を保つためとか、安全性とか、建築基準法は適用除外するけれども、何でもやれるわけではないので、その辺でいろいろなものを、バリアをクリアしながらやっていくみたいな制度になっているわけです。それを全部書いてあるので、これはこれとしていいのですけれども、使う側として、「Q&A」ではないですけれども、こんなことはどうなのかとか、耐震基準とか言われたので、それは大丈夫なのかとか、では、全部が全部緩められるのかとか、いろいろな用途だとか、では、建ぺい率とか、容積率がどうなるのかとか、いろいろな状況があると思うのです。それに対する何かうまいユーザー側から見たようなクエスチョンに答えていくみたいなものがあると、すごくイメージがつかみやすいのではないかということではないでしょうか。

**○六川委員** そういうことです。

**○西村部会長** そういうことが、これとセットで何かあると、わかりやすいと思います。これだけ見て、今のユーザーに全部わかれと言っても、なかなかつらいものがありますね。

**○長谷川係長** 今後、パブリックコメント等を行っていく際には、これとは別に、市民向け、あるいは事業者向けの、所有者向けの概要版などもつくっていくことになるかと思っておりますので、その中で今いただいたようなご意見を含めて、できるだけわかりやすく、特にメリットをどう感じていただけるかというのは、ポイントになってくるかなと思っております。

**○中津委員** メリットというのも、多分、地域によって価値観が違うわけですよね。これは、資料でないなと思ったのは、横浜市内にどういうふうに分布しているかというのがわからなくて。中心市街地にはいっぱいあるのかもしれませんが、もう少し郊外のほうはどうなっているのかというのがわからないのです。それで、そういうところには、そういうところの価値観があるだろうし、そういうところをどういうふうに掘り起こして、先ほど佐々木委員が言っておられたようなコミュニティビジネス的なもの、地域の人たちが地域で新しいビジネスとして回していくことも視野に入れながら、これは、どれを残すべきかということと、それと当然、それぞれの持ち主さんが、六川委員がおっしゃったように事業として採算を感じ取っていくかということ、それも全部、この中心市街地と郊外とで全然動きが違うと思うのです。

それで、やはりみんなどんどん郊外に住んでいる人は中心市街地に引っ越したくなるようなものではなくて、その地域で生まれた人はそちらで何かビジネスを起こしながらというような。何かそういう啓発も兼ねてやるならば、本当は、もう少し教育委員会などとタイアップしながら、そこの学習が何かでそれを掘り起こすことをやって、それを組み上げて制度として認定していくようなことで。そういう子どもから大人まで巻き込むような地域のアクティビティに育てるようなことと、同時にマーケティング上ちゃんと成立するようなものというのがいいのかなという気がします。

**○長谷川係長** おっしゃられましたように、分布で言えば、特に西洋館や近代建築は都心部に集中してしまっていて、郊外部と言われるエリアは神社ですとか、古民家が分散してあるような状況にはございます。

学校との連携は、なかなか学校のほうもいろいろ事情があるので、簡単には進まないと思っていますけれども、学校、あるいは地元の方が見てまずわかるようなガイドブックをうまくつくって、そうした取組につなげていきたいと考えております。今後、そのあたりは、今日のご意見も含めて、いろいろな形で検討していきたいと思っています。

**○佐々木委員** これももう少し先の話になるのかもしれないのですが、ここのところ、全国的にいわゆる校舎の取り壊しの事例がいろいろ報道されるのが非常に気になっています。近代建築として価値があるものが壊されるという話と、そこまでいかないにしても、要は地域に何十年とずっとあって、たくさんの卒業生を出していった校舎が、耐震と言う言葉の前に、みんな次々と壊れていくという。とても難しい問題ではあると思うのですが、やはりそこにずっと校舎があり続けるということは、地域の人たちにとって、ものすごく大事な意味を持つので、特に学校建築に関しては、所有者が限定されて意外と外から言いづらいですね。でも、公共的な価値は物すごくあるので、何かそこを少し視野に入れたような方策というのものも、どこかで考えていただけるとありがたいなという気がします。

何の変哲もなく、ずっとそこにあった校舎が何十年かあるというのは、意味があると思います。

○長谷川係長 そういう意味では、学校とうまく連携して、やはり地域の中で、ある建物がどういう意味を持つかということが、歴史を生かしたまちづくりの一つのコアでもありますので、そういったことを踏まえて、今後作業を進めていくときに、どういうふうに具体的に進めていって、今言ったようなことも含めてできるかどうかというのは、やはり念頭に置いて、やっていきたいと思います。

○佐々木委員 今の耐震補強の仕方もいろいろ診断をする考え方によって、いろいろできる多様性があるのだけれども、つつい子どもたちの学ぶ場所だから、全部壊して新しいほうが安全だというふうに行きがちなので、そのあたりですね。

○西村部会長 そうですね。重要ですね。駅とか、みんなが使うものですね。

確認なのですが、これは基本的には、景観なので、外観と一部内部と書いてあるのですが、やはりどこまでが外観なのか、見えないところはどうかとか、増築された部分との関係はどうかとか、でも、一つの建物として、一応、適用除外になるので、現実的にはやはり、どこは適用除外だけれども、どこの増築部分は適用するとか、何かその辺の細かい仕分けが必要になってくると思うので、それはもうテクニカルですが、工夫してもらいたいと思います。

○長谷川係長 保存活用計画をつくる際に、そういった仕分けをすることになります。

○西村部会長 それで、やってもらおうと。

○長谷川係長 その上で、建築審査会に、この部分については適用除外だということで諮ることになると思いますので、そういった形での整理を実際にはしていきたいと思います。

○国吉専門委員 もう一つ、鎌倉の話などもあるので、地域の個別の建築以外に、地域によって、このあたりだと日本大通り周辺などもずっと昔から話題になっているわけで、ゾーンの何か位置づけみたいなものが、少しソフトでもいいですから、わかりやすくするみたいな仕掛けをぜひ今後展開をしてほしい。公共事業などをやる時も、そういうことを意識してやるべき地区と、わかりやすいようなものも、この際に少し気にしてもらえればと思います。

○西村部会長 ゾーンの中では、判断基準を少し、非常に重要なゾーンだったら、もう少しいろいろなものを拾うみたいな感じのもがあってもいいという。

○国吉専門委員 ですから、例えば、称名寺と朝比奈の間は、もう市街化されているわけですね。その辺について、何か、その趣旨を生かして、本体と、多少でも、イメージが残っているものをつなぐような仕掛けみたいなものが何かできるような、そういうものも必要なのかなと思います。

○西村部会長 そうですね。つまり、文化財で言うと、文化財的価値だから、単体の価値で言うけれども、もう少し地域の文脈としての価値みたいなものがあるとすれば、そういう中でこういうものを選ぶときの工夫ということでしょうか。

○国吉専門委員 はい。

○長谷川係長 制度的には関内地区の景観計画は歴史的建造物も全部プロットして、いろいろな協議に活用していますが、今、国吉委員から指摘があったあたりは、最後の23ページに書いていますけれども、アクションプランみたいな形である程度そういうエリア別なども含めて、方針や方向性を整理する中で、今あったようなエリアがあれば、もう少し深掘りをするとか、そういった展開は考えていきたいです。

○中野書記 歴史を生かしたまちづくりでも、建造物についての保全の制度拡充の話と、まちづくりとして、歴史性や世界遺産などにおいても、どうそういったらしさを出していくのかということも、あわせて都市デザイン室がやっていきたいと思うので、この後の都市デザインビジョンのほうでも、国吉委員の意見を反映しながら、今後まとめていければと思います。

○西村部会長 そうですね。それはデザインビジョンに近い話かもしれないですね。

それでは、ここで提案されているような制度を導入するというので、ご了解いただけますでしょうか。

〔了承〕

○西村部会長 ありがとうございます。では、その方向で進めてください。

ウ (仮称)横浜市都市デザインビジョンについて (審議)

市が資料に基づき説明を行った。

○西村部会長 ありがとうございます。このビジョンというのは、今後のメインのところは、A3の紙で

見ると、今後の展開というところと、それに対してどういう仕組みをつくっていくかというところがポイントということですね。

○佐々木委員 すごく大きく変わっているのは、1971年のときというのは都市デザインで、やはり都市を見ていたと思うのです。でも、この30年、40年の間で大きくなっているのは、都市を支えている非都市というものとセットで考えなければ、どちらも成り立たなくなっているということなのです。極端に言えば、例えば、農地の問題とか、水源の緑の問題とか、あるいは、水面というのも、ただそこに行く気持ちいいというのではなくて、水面そのものがあるという、何か命を支えるために必要な空間のデザインの話で、この都市デザインのビジョンの中に何か一つ柱として入れることができないのかなと思います。

段階的にやはり、地域の地形や植生とか、海とか川とか入っているのだけれども、これのときの7つの目標の中に入っているのは、どうしても都市にいる人間がアメニティという形でのまなざしで見えていますね。都市そのものという人間の生活の場を支えているものとしてというスタンスが変わってきているような気がするのです。この7つの目標の再編までではないですが、その視点が入ることは一つ、私は今、重要なのかなという気がします。

○六川委員 ぜひ観光という言葉もどこに入らないのかなと。例えば、都市デザインを通じて、観光都市横浜の魅力を醸成するとか、例えばそのような言い回しの一つにくくりになるのか、これは全体的に言えばそういう形になると思うのですが、例えば、香港あたりに行くと、どんどん建物が建っています。そういう意味では、楽しい、そのような感じもあります。もちろん、今おっしゃったように、郊外部もいろいろなものがあるわけですから、何か観光都市横浜の魅力を、都市デザインを通じて担保するみたいなイメージが欲しいなと思います。

○中津委員 私は守備範囲的に言うと、実はオープンスペースです。2つ目の守備範囲から行くと、人間とか、子どもなのですが、人口減少、少子高齢化と、どこのまちもみんな言っているわけですが、それを具体的にどうするかというのは、どこのまちも言っていません。別にここで出生率を上げる話をするつもりはないのですが、「人々がふれあえる場、コミュニケーションの場」というもの、今の六川委員がおっしゃった観光のことと住民のどういう人間関係をつくっていくかということ、実はこれは今、新しい観光のフェーズに入っています。長期滞在型の観光とか、まちの特徴をどういうふうにあらわして、そこで生活がクリエイティブされていって、それによって、そこで一人でも多くの女性が子どもを産みたくなるといことと、外部の方々が観光として滞在したいというのがほぼ重なってきているわけです。そういうものをどういうふうに、都市のデザインのほうから話しかけていくか。何か、それぞれのものは、厚生労働省管轄だとか、こちらは教育管轄だとかではなくて、それをどういうふうにデザインとしてつなげていくかというようなイメージが横をつなげるようなものがある、その中でいろいろ柱があるというような、何かもう少し、コンセプトにおける基盤というものの置き方に、私はこの少子高齢化ということとか、観光などが融合して入っていくのではないのかなというイメージがあります。

○国吉専門委員 私は、7番の研究・交流・発信と一発で書いてありますけれども、本当はもう少し細かくあります。その中でもやはり、新しい担い手を育てるとか、新しい視点を育てるとかという子どもも含めてそういった場面。それから、やはり我々自身、横浜の市民がアジアの都市というところと交わり、横浜だけの都市デザインではなくて、これまでやってきたようなアジアの中の共有するような課題に取り組むとか、日本でも取り組むとか、そういう視点も持って、そういう人材育成とか視点の育成といったものが次の起爆力になるのではないかと。それが仲間をふやしていってというので、7番のくくりのところで一発、中で育成していく、育つというか、それが一番重要かなと思っています。

○西村部会長 なるほど。わかりました。聞いていて思うのは、今後、都市とはどうあるべきかみたいなのがあって、それに対して、都市デザインはどういうふうに寄与できるかというような何か大きなストーリーみたいなものがばざっくりとあったほうがいいような気がします。例えば、今後の展開で7つありますけれども、何か抽象の度合いが結構いろいろばらばらなのです。キーワードを見てもね。だから、今の感覚で、もう少し大きなビジョンの中で、描いていくと、もう少しクリアな都市デザインの方向性みたいなものが見えてくるのではないのでしょうか。

○中野書記 もともとプロジェクトコントロールに合わせて都市デザインという考え方が40年前に生まれた経緯があって、都市デザインだけで全貌を示すのもなかなか難しい面がありますので、もう少し1年ぐらい議論していく中で、市として政策的に都市政策を今後どうしていくのかという議論も進むと思いますので、そういった部分との連携、調整も視野に入れながら、今後のコントロール、今後のプロジェクト、こういった時代におけるどういうことを市として、していこうとするのかということも見きわめながら、少し頑張っ

	<p>ていければと思っています。</p> <p>○西村部会長 そうですね。もう少しゆっくり議論したいということでもいいですかね。でも、今日の意見はそういう意味では、総合的なので、都市デザインとしてどこまで絡めるか難しいけれども、でも、やはり考えておく必要はあると思います。</p> <p>2 その他</p> <p>○西村部会長 その他で何か事務局からありますか。</p> <p>○中野書記 特にその他はありません。</p> <p>○西村部会長 では後は、確認事項がありますか。</p> <p>○中野書記 では、本日の議題は審議を4件していただきました。</p> <p>まず、アドバイザー制度につきましては、部会長に取りまとめていただいたとおり、委員の皆様のご意見を再度、各委員にお諮りしながら、最後に部会長にご確認をいただいて、制度をスタートさせていただくということで、確認させていただきたいと思います。</p> <p>2点目のガイドラインにつきましては、広域的な調整、これまでの実績、必要な手続、活用、そういった点でご意見をいただいたということで、まとめさせていただきたいと思います。</p> <p>「歴史を生かしたまちづくり」につきましては、基本的に戦後のものも含めて今後検討していくべきということですか、事業者側の皆様からどういうメリットがあるのかということを確認にしたほうが良いというご意見などをいただきまして、制度検討については、了承をいただいたという確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>最後の都市デザインビジョンにつきましては、広域的な生活の上での関連性ですか、観光、子ども、人のつながり、国際性、こういったようなキーワードで引き続き、議論をしてほしいというご意見をいただいたということで、確認させていただきたいと思います。</p> <p>閉 会</p>
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回政策検討部会配布資料</li> </ul>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本日の議事録については、部会長が確認する。</li> <li>・次回の開催日時は、平成25年1月11日(金) 10:00～12:00を予定。</li> </ul>